

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、田原本町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年九月九日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

二 測量の地域 磯城郡田原本町内全域

三 測量の期間 令和七年九月八日から令和八年三月二十七日まで